

合掌造り民家園展示リニューアル基本計画作成業務仕様書

1. 委託業務名

合掌造り民家園展示リニューアル基本計画作成業務

2. 目的

集団離村を機に村内から移築した民家など 25 棟の合掌造り建造物（うち 9 棟は岐阜県重要文化財に指定）を保存展示している「野外博物館 合掌造り民家園」の歴史的価値や存在意義を再評価のうえ、指定する同園内の二棟の建物（以下「対象建屋」という。）について、国内外の観光客に対し、施設の魅力を効果的に伝えるための展示リニューアル基本計画作成するとともに、その具体的な改修費用を見積もることを目的とする。さらに、上記計画には、同園の持続可能な発展に資する園全体の魅力向上及びリニューアルにつながるような将来構想も盛り込むものとする。

3. 契約期間及びスケジュール

(1) 契約期間

令和 7 年 1 0 月 6 日 (月) から令和 8 年 1 月 2 3 日 (金) までの間において、村（発注者）と受託者が別途協議のうえ決定する。

(2) スケジュール

詳細は、村（発注者）、一般財団法人白川村緑地資源開発公社（合掌造り民家園の管理団体、以下「公社」という）、受託者が別途協議のうえスケジュールを決定する。

4. 委託金額

上限 7, 4 2 4 千円（消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の額を含む）とする。

5. 業務実施体制

委託業務の実施にあたっては、村及び関係者との連絡調整が迅速に行えるよう体制を整えること。また、障害発生時に即時対応ができる体制も整えること。

6. 業務内容

受託者は、上記目的を達成するため、以下の各業務を遂行するものとする。

(1) 既存展示施設の現状分析

- ①世界文化遺産荻町合掌造り集落との機能分担の現状分析
- ②既存展示における課題、改善点の抽出
- ③展示物の内容、解説方法、多言語対応状況の評価
- ④民家園全体の施設配置、回遊動線、展示構成等の現状分析

(2) リニューアル基本計画の作成

- ①リニューアルコンセプトの策定： 現状分析及び将来構想を踏まえ、白川村全体の観光課題となるオーバーツーリズム（世界遺産集落の混雑回避のための周遊観光、マナー問題等）対策にも触れたうえで、明確なリニューアルコンセプト、テーマを設定する。
- ②展示構成（ゾーン、コーナー）の決定： コンセプトに基づき、効果的な展示ゾーン、コーナー構成を決定する。
- ③展示ゾーニング、導線計画の作成： 来場者の興味を引きつけ、スムーズな回遊を促す展示ゾーニング及び導線計画を作成する（平面図等で示すこと）。
- ④既存展示活用の有無の決定、リストの作成： 既存展示物の活用可否を検討し、活用する場合はリストを作成する。
- ⑤イメージスケッチの作成： リニューアル後の展示空間のイメージを示すスケッチを3点以上作成する。
- ⑥各展示スペースにおける展示内容（展示物、解説方法、多言語対応、インタラクティブ要素等）の企画・提案
- ⑦最新技術（映像、音声、デジタルコンテンツ等）の導入検討
- ⑧将来的な民家園全体の展示展開、機能拡充に関するアイデア提案

(3) 事業連携に関する事項

- ①受託者は、本事業の推進にあたり、村が包括連携協定を結んでいる京都女子大学（以下「大学」という。）の生活デザイン研究所の教授及び学生によるデザイン提案及び機能提案の協力を得るとともに、公社の意向や意見を尊重し、連携を図りながら進めるものとする。
- ②大学、公社との連携方法、協力範囲、成果物の扱い等については、委託者、受託者、大学、公社との間で別途協議し、合意するものとする。
- ③受託者は、大学、公社との連携を円滑に進めるための連絡調整、情報共有等を行うものとする。
- ④大学の学生による提案については、公社の意見を踏まえつつ、リニューアル展示計画の作成及び概算展示リニューアル工事費の算出に活用するものとする。

(4) 事業計画

- ①整備スケジュールの作成： 展示リニューアルの企画、設計、工事、準備期間を含む整備スケジュールを作成する。将来的な全体リニューアルを見据えた段階的な整備計画も盛り込むこと。
- ②概算展示リニューアル工事費の算出： リニューアル基本計画に基づき、展示物の制作・設置費用、内装改修費用、設備工事費用、その他関連費用を含む概算工事費を算出する（費用の内訳を可能な範囲で示すこと）。将来的な全体リニューアルに必要な概算費用に関する考察も行う。

(5) 会議への参加

- ①WEB 定例会議： 月1回程度開催されるWEB会議に参加し、進捗状況の報告、協議等を行う。
- ②報告会： 下記の報告を目的とした会議を対面で実施するとともに、必要に応じて協議などを行う。

11月	既存展示施設の現況分析報告
12月	リニューアル基本計画の中間報告（工事費算出前）
1月	最終報告

※実施時期は目安とする。

(6) リニューアル対象建屋

①かたりべの館 (旧東屋^{ひがしやしやうまつ} 荘 松家板倉)

移築前の所在	木谷
用途・機能	1階：TV映像上映・新聞記事パネル展示 2階：合掌造り家屋の模型設置
移築年	昭和58年
床面積	1階：49.69 m ² 、2階：29.81 m ²
改修にあたっての留意点	・ 2階展示の大部分を占める合掌造り家屋の模型については、移動を検討しても構わない

②旧中野義盛家住宅^{なかのよしもり}

移築前の所在	加須良 (かずら)
建物の構造・特徴	木造切妻合掌造り・茅葺、岐阜県重要文化財
来歴等	明治44 (1911) 年建築と推定。安政年間 (1858 年頃) に能登の大工により建築、現在のものは明治42 (1909) 年に火災で焼失し再建。加須良地区で代々庄屋を勤めた。
移築年	昭和44年
床面積	1階：191.35 m ²
改修にあたっての留意点	・ <u>岐阜県重要文化財のため建物構造や外観に影響を及ぼす改修は不可。</u> ・ <u>2階部分は将来的な茅屋根の葺き替えの際に、内部からの作業の支障にならないように移動・持ち出しできる展示とする。</u>

リニューアル対象建屋の位置は以下のとおり。



7. 業務の成果品及び提出期限

受託者は、業務遂行にあたり、以下の成果物を提出するものとする。成果品については PDF データを電子メール等でも提出すること。

(1) 合掌造り民家園展示リニューアル基本計画書 A 4 版（縦横は任意） 2 部

計画書には以下の項目を入れること。

- ①既存展示施設の現状分析結果
- ②民家園全体の現状分析及び将来構想に関する考察
- ③リニューアルコンセプト
- ④展示構成（ゾーニング案、コーナー構成）
- ⑤展示ゾーニング、導線計画図
- ⑥既存展示活用リスト
- ⑦イメージスケッチ（3 点以上）
- ⑧各展示スペースの展示内容提案
- ⑨最新技術導入提案
- ⑩将来的な民家園全体の展示展開、機能拡充に関するアイデア提案
- ⑪整備スケジュール（段階的な整備計画の検討を含む）
- ⑫大学の学生によるデザイン提案資料（コンセプト、イメージ、図面等）
- ⑬大学の学生による機能提案資料（アイデア、実現可能性の検討等）

(2) 概算展示リニューアル工事費積算書 A 4 版（縦横は任意） 2 部

(3) 提出期限 令和 8 年 1 月 23 日（金）

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、白川村個人情報保護条例（平成 14 年白川村条例第 9 号）、白川村個人情報保護条例施行規則（平成 14 年白川村規則第 4 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

村及び受注者は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9. 著作権等の取扱いについて

別添著作権等取扱特記事項のとおりとする。

10. 業務の継続が困難となった場合の措置

村と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、村は契約の取消しができる。この場合、村に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、村及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

11. 「契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、村に履行期間の延長変更を請求することができる。

12. その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、委託者と受託者の協議により業務を進めるものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 委託業務の実施にあたり、受注者が作成した印刷製本物等（ウェブサイト、報告書等を含む）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。
- 2 印刷製本物等に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 受注者が作成した印刷製本物等の利用許諾については、その都度、発注者と受注者の協議により別途書面を取り交わし、許諾を得るものとする。

(保証)

- 第3 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。